

●香川県広域水道企業団告示第4号

香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和7年2月25日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領

香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成30年香川県広域水道企業団告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条—第5条、第10条関係）		別表（第2条—第5条、第10条関係）	
措置要件	期間	措置要件	期間
1～15 略		1～15 略	
(刑罰) 16 個人又は代表役員等が <u>拘禁刑</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>拘禁刑</u> 以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	略	(刑罰) 16 個人又は代表役員等が <u>禁錮</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>禁錮</u> 以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	略
17～21 略		17～21 略	

附 則

- この要領は、令和7年6月1日から施行する。
- 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの要領の施行前の犯罪の容疑により禁錮以上の刑に当たる公訴を提起され、又は禁錮以上の刑を宣告された場合は、改正後の香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の規定の適用については、拘禁刑以上の刑に当たる公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑を宣告されたものとみなす。